



令和3年度開発商品

令和4年度 青森市 ふるさと納税進呈品 導入支援事業補助金

ふるさと納税進呈品として活用することができる『特産品』の
開発及び販路開拓のための事業を行う事業者等を支援します。

補助対象経費合計額の



3分の1以内の額（上限額：50万円）

※詳細は裏面をご確認ください。



対象事業者

◆市内に住所を有する生産者、市内に主たる事業所を有する生産者団体、中小企業者、小規模企業者 若しくは 個人事業者であって、ふるさと納税進呈品として活用することができる特産品の開発及び販路開拓のための事業を行うもので、次のいずれにも該当するもの

- (1) 補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がない者
- (2) 青森市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

対象となる補助事業（補助対象経費）と補助金の額

補助事業（補助対象経費）	補助金の額
◆ 新商品・新技術開発事業 謝金／旅費・宿泊費／委託経費（調査・デザイン等）／ 原材料費・加工費／資機材の購入費／品評会の開催及び 出品に係る経費	補助対象経費合計額の 3分の1以内の額 (上限額：50万円)

申請手順・申請受付締切

事前に、事業の「方向性」
や「計画等」について、
ご相談ください！



第1回受付締切：令和4年5月 6日（金）

→審査委員会：5月中旬 交付決定：5月下旬

第2回受付締切：令和4年6月10日（金）

→審査委員会：6月下旬 交付決定：7月上旬



※当該年度の予算の範囲内で補助金を交付します。申込状況によっては、第2回受付締切前に募集を終了する場合がございます。

※令和5年3月31日までに実績報告が可能な事業に限ります。